

# ふれあいニュースレター

【政府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ】

今週の **ほっと・ニュース**

相双地方の伝統的夏祭り  
 「相馬野馬追」が、  
 2年ぶりに通常規模で開催  
 甲冑競馬と神旗争奪戦に  
 観客動員42,000人



## 楢葉町等の警戒区域の見直しについて ~ 原子力災害対策本部決定 ~ (7月31日)

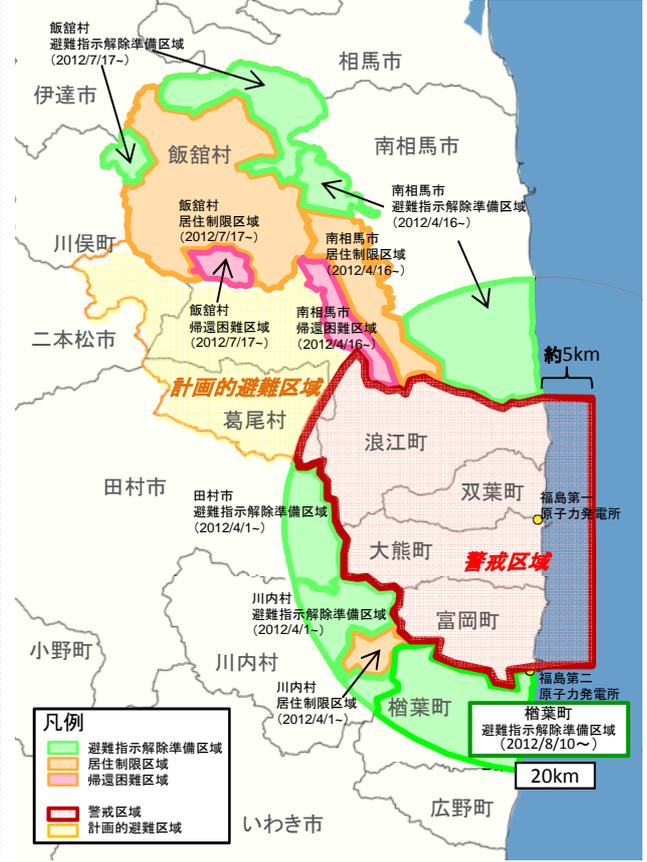
政府原子力災害対策本部は7月31日、区域見直しの基本的考え方を踏まえ、楢葉町について、8月10日0時をもって、陸域の警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を新たに避難指示解除準備区域に見直すこと、また、楢葉町の東側、前面海域の警戒区域等を解除することを決定しました。

警戒区域と避難指示区域の概念図  
 平成24年7月31日現在

見直し後の区域	行政区
避難指示解除準備区域	楢葉町 井出の全ての区域 大谷のうち、乙次郎を除く区域 上小埜の全ての区域 上繁岡の全ての区域 北田の全ての区域 下小埜の全ての区域 下繁岡の全ての区域 波倉の全ての区域 前原の全ての区域 山田岡のうち、大坂を除く区域 山田浜の全ての区域

- (参考：新たな避難指示区域設定後の区域運用の整理)
- 避難指示解除準備区域
    - ・年間積算線量が20ミリシーベルト以下の地域
    - ・通過交通や住民の一時帰宅、事業再開等が可能(宿泊は禁止)

また、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の東側の海域について、8月10日0時をもって、警戒区域等を陸域から約5キロメートルの範囲に縮小することを決定しました。



詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。  
[http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20120731\\_01.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20120731_01.html)



# 経済産業省「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表!!(7月20日)

経済産業省は7月20日、東京電力による賠償基準の公表に先立ち「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を取りまとめ公表しました。

これは、今後、東京電力が策定予定の区域見直しに伴う賠償基準が今後の被害者の方々の生活再建に密接に係わるものであるため、賠償基準の策定を東京電力任せにすることなく、政府が被害を受けた自治体、住民の方々の実情を伺い、可能な限り賠償基準に反映させるべく取りまとめたものです。

なお、自治体との間で継続して検討中の論点もあることから、賠償基準として具体的な問題点が明らかになる場合には、追加的に基準化する等の対応を行うこととしています。

具体的な賠償基準の考え方の概要は以下のとおりです。

## ■ 避難指示区域における各賠償項目の考え方の概要

- 1 避難指示解除のタイミングや、個別の不動産の事故前の価値を勘案した不動産の賠償**  
 帰還困難区域では、事故前の価値の全額を賠償。居住制限区域・避難指示解除準備区域は解除までの期間に応じて賠償。解除が事故時点から6年以上経過後は全損、事故時点から3年で解除された場合は半額を賠償する。
- 2 避難指示解除までの期間に応じた精神的損害の一括払い**  
 一人当たり月額10万円を基準に算定。  
 例えば解除までに5年以上要する見込みであれば、600万円の一括払いとなる。

- 3 営業損害・就労不能損害の一括払い**  
 農林業で5年分、その他の業種で3年分、給与所得で2年分。
- 4 家族構成に応じた家財の賠償の定額払い**  
 大人2名、子ども2名の世帯なら、帰還困難区域で約670万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で約500万円。
- 5 その他**  
 旧緊急時避難準備区域における家屋の清掃・補修費用の定額払い、早期帰還者、滞在者への精神的損害賠償の遡及、営業損害の一括払い など

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。  
<http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120720001/20120720001.html>



# 東京電力(株)避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について(7月24日)

東京電力(株)は、本年3月16日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」および上記のNEWSでお知らせした政府による「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を踏まえ、7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を公表しました。

詳しくは、東京電力(株)のホームページをご覧ください。

- ・ 避難指示区域内 : [http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810\\_1834.html](http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206810_1834.html)
- ・ 旧緊急時避難準備区域等 : [http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206811\\_1834.html](http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206811_1834.html)

## ■ 東京電力(株)の原子力事故による損害賠償に関するお問い合わせ先

福島原子力補償相談室 (コールセンター)

☎ 電話番号 0120-926-404  
 受付時間 午前9時から午後9時

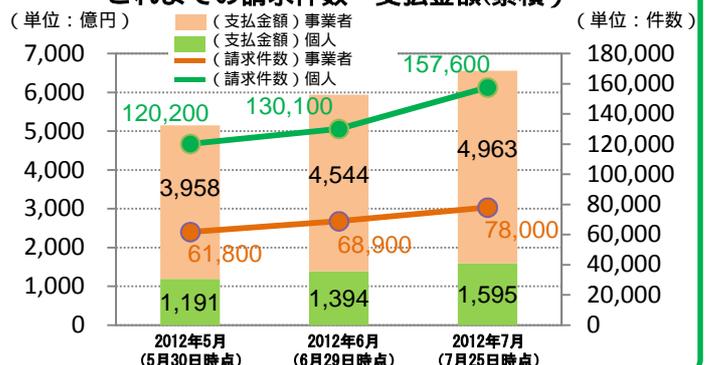
# 原子力損害に係る賠償の進捗状況

## 最近3ヶ月の請求・支払の推移

		請求件数(件)	支払件数(件)	支払額(億円)
4月26日~	個人	約 13,800	約 20,100	約 270
5月30日	事業者	約 8,000	約 8,000	約 538
5月31日~	個人	約 9,900	約 14,100	約 203
6月29日	事業者	約 7,100	約 7,300	約 586
7月 2日~	個人	約 27,500	約 15,400	約 201
7月25日	事業者	約 9,100	約 5,700	約 419

※自主的避難等に係る賠償実績 (7月20日時点)  
 請求件数: 604, 000件  
 支払件数: 604, 000件  
 支払額: 2,592億円

## これまでの請求件数・支払金額(累積)





# 24年産米の事前出荷制限の一部解除について(7月26日)

24年産稲の作付制限及び同年産米の事前出荷制限については、4月5日付けで原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から福島県知事に対して指示を行いました。

このうち、事前出荷制限は、23年産米の検査で100~500ベクレル/キログラムがみられた地域等について全量管理・全袋検査を行うことを条件に作付を行う道を開いたことから、全量管理等の取組を担保するため、作付前に出荷制限を指示していたものです。

福島県及び関係市町村は、事前出荷制限区域のほ場毎の台帳作成など、地域の米の全量を管理する計画(管理計画)の策定に取り組み、この度、事前出荷制限区域を有する10市町村(福島市、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、本宮市、田村市、南相馬市、広野町、川内村)において、24年産米の全量管理・全袋検査を行う体制が整ったことから、福島県知事は、7月26日、事前出荷制限の一部解除を原子力災害対策本部長に申請しました。

これを受け、原子力災害対策本部長は、同日付けで福島県知事に対して原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、24年産米の事前出荷制限の一部を解除する(全量全袋検査等の実施を条件として、基準値以下の米の出荷を認める)指示を行いました。

■福島県及び関係市町村が全ての米を管理するための計画のポイントは以下のとおりです。

- ・地域で稲を作付けした全てのほ場を把握し、台帳に整理
- ・台帳に基づき、全てのほ場の作付状況を現地で確認
- ・収穫された米の乾燥・保管場所を把握し、全袋に米袋識別コードラベルを貼付
- ・全袋(飯米、縁故米を含む地域の全量)を検査
- ・検査の結果、基準値を超過した米は隔離・処分し、基準値以下の米は検査済みラベルを貼付し順次出荷 など

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002gb5z.html>



# 復興庁・金融庁・中企庁は、(株)東日本大震災事業者再生支援機構の二重債務問題への取組を支援します(7月17日)

(株)東日本大震災事業者再生支援機構(支援機構)は、東日本大震災に起因するいわゆる二重債務問題(被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題)に対応するため、今年の3月から業務を開始しています。

今後、被災事業者が事業の本格的な再開や新規事業を検討する際には、既往債務の負担軽減が必要な事業者が多数存在すると考えられることから、支援機構においては、多数の被災事業者の支援を迅速かつ適切に行えるよう、以下の取組を実施することとし、復興庁・金融庁・中小企業庁は、連携し、支援機構の取組を支援することとしました。

## ■支援決定までの期間の短縮化

- 案件対応期間を90日程度で完結する標準業務フローを策定する。
- 迅速な支援決定のため、事業再生に精通した人材の増員を図る。
- 金融機関から引当状況の情報が示された場合は、迅速・円滑な債権買い取りの迅速な処理に努める。金融庁は、金融機関に対して、支援機構の求めに応じ買取対象債権に係る引当状況を提示するとともに、支援機構から買取価格が提示された場合は出来る限り迅速に判断するよう要請する。

## ■信用保証協会の保証付き債権に係る取組み

- 金融機関のみならず信用保証協会に対しても事前に十分な事業再生計画や買取価格について説明・調整を行い、迅速な案件合意に努める。中小企業庁は、全国信用保証協会連合会や各県の信用保証協会に対して、支援機構から事業再生計画の詳細や買取価格の根拠について説明を受けた後、原則3週間以内に当該計画について結論を出すよう要請する。
- 新規融資に対する保証機能の活用について、早急に実行する。

## フォローアップ

- 上記の取組の効果について、適宜フォローアップを行い、必要に応じて更なる対応を検討する。

詳しくは、復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/240717shien-kiko.pdf>



# 福島復興再生基本方針を閣議決定 しました!!(7月13日)

政府は7月13日、今年3月30日に成立した福島復興再生特別措置法第5条に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための「福島復興再生基本方針」を閣議決定しました。  
この基本方針の概要は以下のとおりです。

## 第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

### ■原子力災害からの福島の復興及び再生の意義

～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～

国は、福島の復興及び再生を国政の最重要課題と受け止め、福島の住民に寄り添いながら、誇りと自信を持てるふるさとを取り戻すことができるまで、国の威信をかけてあらゆる知恵と力を結集し、総力で実行

### ■原子力災害からの福島の復興及び再生の目標

- 1) 確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担う子どもを安心して生み、育てることができる生活環境の実現
- 2) 地域経済の活性化や雇用の安定を図り、福島全域の地域経済を再生
- 3) 治安、教育、医療、保育、介護等を再建し、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができる地域社会を再生

### ■福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢

- 1) 福島全域と避難解除等区域等という二つの観点からの復興及び再生の実現
  - 2) 原子力災害による被害を受けた福島の特殊な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施
  - 3) 福島において原子力に依存しない社会を目指すとの理念の尊重と単なる復旧にとどまらない先導的な施策の推進
  - 4) 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の集積
  - 5) 長期にわたる財源の確保・国と福島県、県内市町村等が一体となった施策の実施
- ※ **避難解除等区域**：避難指示が全て解除された区域及び避難指示解除準備区域を指す
- ※ **避難解除等区域等**：避難指示が全て解除された区域並びに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を指す

## 第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

### ■避難解除等区域等の復興及び再生の道すじ

- 1) 避難解除等区域等の復興及び再生の課題
- 2) 国の取組の基本的考え方
- 3) 避難解除等区域等の復興及び再生の進め方

### ■避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策

- 1) 産業の復興及び再生
- 2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備
- 3) 生活環境の整備

### ■課税の特例

### ■居住の安定確保

### ■将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生に向けた準備のための取組

### ■避難解除等区域復興再生計画（国が策定）の策定手続

## 第3部 福島全域の復興及び再生

### ■放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策

### ■原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策

### ■産業復興再生計画（県が策定）の認定

### ■新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策

### ■重点推進計画（県が策定）の認定

### ■関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携

### ■その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2012/07/001084.html>



## 暑い季節、熱中症は予防が大事!!

熱中症は、実は屋内にいてもかかる場合があります。

仮設住宅の中でも、適切な室温管理や水分補給を心がける等、十分にご注意下さい。特に、お子様、高齢の方、体調に不安のある方はお気を付け下さい。

詳しい対策は政府広報オンラインをご覧ください。

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201206/2.html>



## 「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内

過去の「ふれあいニュースレター」につきましては、以下のアドレスよりご覧いただくことが可能です。ぜひご覧ください。<http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>